

平成26年度西脇市議会基本条例の検証結果について

西脇市議会基本条例第32条（議会は、年1回、この条例の目的が達成されているかどうかを議会運営委員会において検証するものとする）にもとづき、平成25年4月1日施行の議会基本条例について、16名の議員のアンケート結果にもとづき検証した。

アンケートは、59項目について、①よく出来た ②出来た ③少し出来た ④出来ていない ⑤全然出来ていない の5段階で評価を求めた。そして、集計に当たっては、「よく出来た」に5点、「出来た」に4点、「少し出来た」に3点、「出来ていない」に2点、「全然出来ていない」に1点を割り振り、点数化して評価の基礎とした。

※昨年は、事前説明の後、個々にアンケート用紙を配布し、回答。

今年は、一堂に会して、設問について質疑応答しながら、順次アンケート用紙に回答。

よって、設問の趣旨が明確になり、評価のばらつきが昨年に比較して少ない。

【議員別の総合評価】

最低評価が2.95点（1期議員）≪昨年の最低評価は2.45点（3期議員）≫

最高評価が3.66点（3期議員）≪昨年の最高評価は3.72点（2期議員）≫

2点台 2人（1期議員2人）

3.02点～3.28点に6人（1期議員2人、2期議員3人、3期議員1人）

3.31点～3.47点に5人（1期議員2人、2期議員2人、3期議員1人）

3.49点～3.66点に3人（3期議員3人）

全議員の評価の平均点は、3.29点≪昨年は3.12点≫。ちなみに1期議員（在籍1年5ヶ月・6名）の平均点は、3.19点≪昨年は3.18点≫。2期議員（在籍5年5ヶ月・5名）の平均点は、3.31点≪昨年は3.28点≫。3期議員（在籍9年5ヶ月・5名、なお合併前から通算すると11年～23年）の平均点は、3.40点≪昨年は2.95点≫。

	【評価1点台】	【評価2点台】	【評価3点台】	【評価4点台】
1期議員の平均	6項目（1）	15項目（12）	25項目（44）	13項目（5）
2期議員の平均	8項目（3）	4項目（16）	32項目（32）	10項目（11）
3期議員の平均	5項目（7）	11項目（22）	23項目（22）	19項目（11）

（ ）内は昨年の数字

【「よく出来た（5点）」との評価の項目】

14人が評価…第18条「年2回以上の議会報告会の開催」平均点4.9点

第19条「議会だよりを毎定例会後に発行」平均点4.8点

- 第28条「政務活動費の交付に関する条例の遵守」平均点4.9点
- 「政務活動費の収支報告書の提出」平均点4.9点
- 「政務活動費の収支報告書の公表」平均点4.9点
- 11人が評価…第27条「市の付属機関の委員に就任しない」平均点4.1点
- 10人が評価…第17条「全議案についての各議員の賛否等の公表」平均点4.6点
- …第32条「年1回の条例目的の達成度の検証」平均点4.6点
- 8人が評価…第26条「市民の疑惑を招くことのない行動」平均点4.4点

【「出来た（4点）」との評価の項目】

- 10人が評価…第3条「自らの良心と責任をもって市民の負託に…」平均点3.9点
- …第17条「議会活動に関する情報の公開」平均点4点
- 9人が評価…第2条「法令等を遵守する」平均点3.8点
- 第23条「議長は、中立公正な職務遂行に努め…」平均点4点
- 第30条「継続的な議会改革に取り組む」平均点3.7点

【「全然出来ていない（1点）」との評価の項目】

- 15人が評価…第12条「市政全般にわたる重要な計画等を議決事件に」平均点1点
- …第16条「市民団体等との一般会議の開催」平均点1点
- 14人が評価…第24条「議会図書室の一般利用に努める」平均点1.1点
- 12人が評価…第6条「公聴会制度の積極的な活用」平均点1.3点
- 10人が評価…第6条「学識経験者等による調査制度の活用」平均点1.4点
- 第26条「議員と市長等との関係の透明性を図る」平均点1.9点

【「出来ていない（2点）」との評価の項目】

- 7人が評価…第24条「議会関連図書を充実させる」平均点2.1点
- 6人が評価…第5条「議員相互間の自由な議論を尽くす」平均点2.5点
- 第6条「学識経験者等による調査制度の活用」平均点1.4点

平成24年度と比較して、全体で0.2ポイント改善されている。

改善ポイントが多い項目は、

- 第22条「政策を中心とした同一の理念を共有する議員で構成する会派」が1.3ポイント
(2.8→4.1) (会派を構成している8名と無会派1名が回答。7名は無回答)。
- 第18条「年2回以上の議会報告会の開催」が1.1ポイント (3.8→4.9)
- 第20条「より親しみのある議会と議会活動の活性化」が1.0ポイント (3→4)
- 第17条「議会活動に関する情報の公開」が0.8ポイント (3.8→4.6)
- 第28条「政務活動費の収支報告書の公表」が0.8ポイント (4.1→4.9)

改善ポイントがマイナスの項目は、

第16条「市民団体等との一般会議の開催」が△2.4ポイント（3.4→1.0）

第26条「議員と市長等との関係の透明性を図る」が△1.5ポイント（3.4→1.9）

第4条「議案審査の充実」が△0.7ポイント（3.7→3）

第6条「学識経験者等による調査制度の活用」が△0.7ポイント2.1→1.4）

第6条「公聴会制度の積極的な活用」が△0.7ポイント（2→1.3）

「よく出来た」の評価の項目は、条例制定以前から、西脇市議会において実践していた内容であり、今後も堅実に実行していかなければならない。

「全然出来ていない」の評価の項目は、条例制定の中で、今後の努力目標として取り入れた項目である。まだ2年目ではあるが、まったく手がついていないことを重く受け止めなければならない。

特に、第12条の「議決事件の制定」は、実行しようと思えば、すぐにでもできること（3月議会が忙しくなるが）なので、積極的に努力すべきである。

また、第16条の「一般会議」は、市民目線の政策論議に欠かせないものである。積極的に開催すべきである。

第6条の「公聴会制度及び学識経験者等による調査制度の活用」については、実現に向けての研究がまず必要である。

第24条の「議会図書室のありよう」については、市立図書館との連携も含めて研究が必要である。

第26条の「議員の政治倫理」については、議員が行う市長等への口頭による要請等に対する記録文書の写しを積極的に求めるべきである。

《自由記述から》

- 地方自治の本旨を解している議員は少数である。
- 二元代表制にふさわしい議会になるためには、議員一人ひとりの資質の向上が必要である。
- 行政の監視機関を自覚している議員は極めて少数。
- 政策の立案能力が決定的に欠けている。
- 議員間討議…言論を戦わせる能力が著しく低いように思える。
- 一問一答形式にはなっているが、論点や争点は明確にはなっていない。
- 議会だよりをどうやったらもっと読んでもらえるか等の取組みに乏しい。
- 議員定数や議員報酬の議論や研究は行うべきである。

ほか

平成27年9月議会から委員会においてもインターネット配信が実施され、これまで以上に市民のみなさんに注目される中での議会活動（抽象的な議論ではなく、地に足をつけた議員活動）という自覚のもとに、議員各位の精励が求められるところである。